

山口県報

令和2年
7月17日
(金曜日)

目次

山口県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定年月日
かわい泌尿器科クリニック	防府市大字植松五五九の一	令和二、 六、一

山口県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所所在地	事業の種類	指定年月日
--------	----------------	-----------	------------	-------	-------

医療法人健伸会 おおうちクリニック	山口市大内千坊五丁目一番七号	おおうちクリニック	山口市大内千坊五丁目一番七号	訪問看護	令和二、 六、一
〃	〃	〃	〃	訪問リハビリ	〃
〃	〃	〃	〃	訪問リハビリ セッション	〃
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理 指導	〃

山口県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	廃止年月日
かわい泌尿器科クリニック	防府市大字植松五五九の一	令和二、 五、三二
五島整形外科医院	周南市大字徳山六六七六の九	〃
磯部薬局支店	宇部市居能町三丁目二番二号	〃

〇告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）
- 救急病院の認定（医療政策課）
- 解除予定保安林（美祢市）（森林整備課）
- 〇公告
- 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）



氏名又は 称	住所又は たる事務所 の所在地	名	称	所 在 地	事業の 種類	指定年月日
医療法人健伸 会 おおうちク リ ニツク	山口市大内千 坊五丁目一 番 七号	おおうちク リ ニツク		山口市大内千 坊五丁目一 番 七号	介護予 防訪問 看護	令和二、 六、 一
〃	〃	〃	〃	〃	介護予 防訪問 リハビリ リハビ リテー ション	〃
〃	〃	〃	〃	〃	介護予 防居宅 療養管 理指導	〃

山口県告示第二百五十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ
り、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年七月十七日

名	称	所 在 地	認定が効力を有する期限
岩国市医療センター医 師会病院		岩国市室の木町三丁目六番一 二号	令和五、 八、 九

山口県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年七月十七日

解除予定保安林の所在場所	山口県知事	村岡 嗣 政
美祢市西厚保町原字黒木一 一 二 二 九 の 二、 一 一 二 三 八 の 二		
保安林として指定された目的 土砂の流出の防備		

三 解除の理由
指定理由の消滅



(二五八) 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計
画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年七月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年八月十二日（水曜日）午後七時

二 開催の場所

防府市緑町一丁目九番二号
防府市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する防府都市計画道路三・三・一環状一号線

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年八月五日（水曜日）まで
に、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出
書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―一）山口県土木建
築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年八月五日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公
聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限
することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した
者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―

三七三三) にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

防府市寿町七番一号

防府市土木建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

令和二年七月十七日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁